

『責任ある機関投資家』の諸原則
«日本版スチュワードシップ・コード»への
取組方針

りそな銀行
信託財産運用部
アセットマネジメント部

当社は、2017年5月29日に金融庁より公表されました「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の改訂に対し、2017年6月、その趣旨に賛同しこれを受け入れることを表明しました。

当社は、2014年4月、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明し、スチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

当社では、本コードを遵守すべきルールとしてではなく、お客さまおよび投資先企業を含む社会とともに持続的に成長するビジネスモデルを構築する取り組みとして捉えています。すなわち、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促して中長期的な投資リターンを拡大し、お客さま、投資先企業ひいては社会に付加価値を提供することを通じ、初めて当社自身も持続的な成長を実現できるものと考えています。

本コードの改訂を受け、改めてその趣旨に賛同し、これを受け入れることにより、「お客さまのために正しく汗をかく」という組織文化を醸成し、そのことを嘘偽りなく報告できる運用機関となるための取組みの一層の改善および強化を図ってまいります。

スチュワードシップ責任を果たすために有用と考えられる7つの原則に対する当社の取組方針について、本コード改訂の趣旨および内容を踏まえ、以下のように定めています。

(2018年9月改定)

スチュワードシップ・コードの各原則に対する取組方針

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、「資産運用者としての機関投資家」として、信託財産等の運用にあたり、中長期的な観点からお客さまの利益の拡大を図る姿勢を明確化するために、以下の通り「責任投資にかかる基本方針」を定めています。

責任投資を果たすための具体的な行動はスチュワードシップ責任を果たすための行動と同等であるとの考えに基づき、「責任投資にかかる基本方針」をもってスチュワードシップ責任を果たすための方針とします。

－責任投資にかかる基本方針－

1. 基本方針

信託財産等の運用にあたっては、投資先企業の財務情報に加え、環境・社会・企業統治（ESG：Environment, Social and Corporate Governance）にかかる課題への対応を含む非財務情報についても十分に把握・分析し、中長期的視点から企業の価値向上や持続的成長を促す。これらを通じて信託財産等の価値の増大に努める。

2. 目的

本方針は、専ら受益者の利益のため、信託財産等の価値の増大を図るための運用戦略上の手段として適切な行動を促すことを目的とする。

3. 具体的行動

本方針を具体化する行動として、以下の取組みを実践する。

- ・投資の意思決定プロセスへのESGの組み込み
- ・投資先企業との建設的な対話¹・エンゲージメント²
- ・受託者として適切な議決権行使

当社では、「責任投資にかかる基本方針」に沿った取組みを実践していくにあたり、資産運用業務に携わる従業員が運用部門の理念を共有し企業文化として醸成していくことが重要であるとの認識の下、行動規範および職業倫理を定めた上で、これを誓約することで浸透を図っています。

¹ 対話は企業と投資家が双方向のコミュニケーションを通じ、相互理解を促進すること

² エンゲージメントは解決すべき課題を設定。課題解決に向けて議論を行い、結果を出していくこと

<ご参考>

－行動規範－

資産運用業務に携わる者は、以下の運用部門の理念を共有し、高い専門性に基づいて、真にお客さまのために各々の業務を遂行するものとする。

【運用部門の理念】

運用部門が有する、長年の年金運用で培った運用スキルおよび国内外資産への長期分散投資にかかる豊富なノウハウを、りそなグループのユニット各部門と共有し、お客さまの資産形成を支援・促進する。

－運用者としての職業倫理－

資産運用業務に携わる者は、以下の条項を実践します。

(1) お客さまのために

- ・私は運用者として、常にお客さまの真の利益を追求します。

(2) 私的利益の排除

- ・私は運用者として、自身の受託者としての忠実義務を厳格に果たし、お客さまの利益と相反する、あるいは相反する可能性のある私的利益を享受しません。

(3) 専門性・スキル向上の追求

- ・私は運用者として、飽くことなく運用に係る専門性・スキルの向上を追求し、冷静な分析そして最適な判断を行うことで、お客さまの資産形成を支援・促進できるよう努力します。

(4) 責任ある投資

- ・私は運用者として、企業の株式を保有するということは、株主としての権利のみならず、投資先企業の持続的成長に向けた責任（スチュワードシップ責任）も有することを常に認識し行動します。

(5) 金融・証券市場発展への貢献

- ・私は運用者として、金融・証券市場における健全な取引運営の推進に力を注ぎ、市場全体の発展に貢献するよう努めます。

(6) 社会への貢献

- ・私は運用者として、長期的な視野に立った企業価値向上に取り組むことにより、広く社会にその恩恵がもたらされ、社会の持続的成長と発展に貢献するよう努めます。

－誓約（コミットメント）－

資産運用業務に携わる者は、行動規範および職業倫理に則り、以下の事項について誓約する。

（１）お客さまへの誓約

私たちはお客さまにとっての真の利益を追求します。

（２）投資先企業への誓約

私たちは、投資先企業に積極的に関わることを通じて、中長期的な企業価値の最大化をサポートします。

（３）資本市場への誓約

私たちは、金融・証券市場における健全な取引運営の推進に力を注ぎ、市場の発展に貢献するよう努めます。

（４）会社株主への誓約

私たちは、高質な運用商品の提供による受託残高の増加と適正な報酬の確保により、株主からの信頼および期待にお応えするよう努めます。

（５）専門性追求への誓約

私たちは、飽くことなく運用に係る専門性・スキルの向上を追求します。また、お互いの専門性やスキルを認め尊重し、組織一体となってお客さまの目標の実現に尽力します。

（６）法令遵守への誓約

私たちは、資産運用に関する法令等を遵守するとともに、善管注意義務およびブルーデント・インベスター・ルールに則った適正な業務運営を行います。

原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

りそなグループではグループ利益相反管理方針を定めています。当社は同グループ方針の主旨に則って「利益相反管理方針」を定めるとともに、取締役会の監督の下で、利益相反管理統括部署の担当執行役員を利益相反管理責任者として、利益相反のおそれがある取引等を特定・類型化し、あらかじめ管理方法（部門の分離、お客さまへの開示、取引条件の変更、その他）を定めて管理することにより、当社およびグループ会社とお客さまとの間、あるいはお客さまと他のお客さまとの間で発生する利益相反を防止する体制を整えています。

➤ 利益相反管理方針の概要

当社では、責任投資の取組みを、専ら受益者の利益のため、信託財産等の価値の増大を図るための運用戦略上の手段として位置付けており、その取組みにあたり予め想定し得る利益相反については、上記管理方針に則り規定・体制の両面からの整備を行うことにより適切に管理します。

特に、資産運用者として投資先企業の選定や対話、議決権行使に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る類型として以下のようなケースを特定し、管理方法を定めた上で適切に対応します。

(1) 信託財産等で保有する株式の議決権行使

【具体的に想定され得る局面】

- ・運用部門に対して、法人営業部門より取引関係等を有する企業の株式にかかる議決権行使についての賛否判断や行使結果への干渉があった場合。

【管理方法】

- ・運用部門と法人営業部門の組織分離
- ・議決権行使基準の制定、責任投資会議³による協議等、行使プロセスの独立性確保
- ・法人営業部門から運用部門に対する議決権行使にかかる干渉禁止
- ・法人営業部門から運用部門に対する人事異動の制限
- ・議決権行使基準、行使プロセス、行使結果の開示

(2) 信託財産等の運用における投資先企業の選定・対話

【具体的に想定され得る局面】

- ・運用部門に対して、法人営業部門より取引関係等を有する企業が発行する有価証券にかかる投資判断や当該企業との対話への干渉があった場合。

³ 議決権行使など責任投資にかかる具体的な行動について「責任投資にかかる基本方針」に照らした適切性を検証し、必要に応じて工夫・改善を図るために、運用部門、管理部署および社外有識者で構成する会議を設置しています。

【管理方法】

- ・ 運用部門と法人営業部門の組織分離
- ・ 限定された運用担当者による運用スタイルごとの投資判断プロセスに則った投資判断態勢の確保
- ・ 法人営業部門から運用部門に対する投資先選定や対話にかかる干渉の禁止
- ・ 法人営業部門から運用部門に対する人事異動の制限

(3) りそなグループが発行する有価証券への投資および議決権行使

【具体的に想定され得る局面】

- ・ 信託財産等からりそなグループが発行する有価証券に投資する場合および株式の議決権行使を行う場合。

【管理方法】

- ・ 投資基準の明確化による投資判断における恣意性の排除
- ・ 議決権行使助言会社の活用による恣意性の排除
- ・ 議決権行使結果の開示

また、お客さまの利益の確保や利益相反防止のために、以下のガバナンス体制を整備しています。

- ・ 議決権行使における中立性を確保するため、社内の運用部門から独立した管理部署が議決権行使体制・プロセスおよび行使内容の適切性について定量・定性の両面からモニタリングを行い、結果を責任投資検証会議に報告します。
- ・ 責任投資における第三者の知見の活用を図るため、責任投資会議に社外有識者を招聘し実効性の確保に努めています。
- ・ 議決権行使を含む責任投資の活動状況について取締役会、経営会議等に適宜報告し、経営陣と事実認識および課題認識を共有することにより、一層の取組み改善がトップダウンで推進される体制を構築しています。
- ・ これらのガバナンス体制における中立性・独立性強化の観点から、議決権行使を含む責任投資の活動が適切に行われていることを社外第三者の視点で検証する会議として責任投資検証会議を設置しています。

原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

運用担当者（アナリスト、ファンドマネージャー）および責任投資グループは、投資の意思決定、対話ならびに議決権行使のプロセスにおいて、企業戦略、業績、資本政策、環境・社会・企業統治（ESG）等の機会とリスクに関連する項目を調査・検討の対象とし、かかる課題の把握に努めます。

アクティブ運用においては、投資判断の確信度を高めるとともに、エンゲージメントによる個別企業の企業価値向上を実現するために、独自の投資哲学に沿った実効的な分析を行います。

パッシブ運用においては、企業価値の総和としての市場価値の向上や企業活動の前提となる持続的な社会の実現を促進するという観点から、保有している全投資先企業を対象に企業統治（G）の改善および環境や社会の課題（E & S）に向けた取組み状況の把握に努めます。

当社では、投資先企業の状況を的確かつ実効的に把握できているかについて、責任投資会議等の運用部門担当執行役員も出席する定期的な会議やミーティングを通じて確認しています。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

運用担当者（アナリスト、ファンドマネージャー）および責任投資グループは、財務及び非財務面の両面から投資先企業の状況をモニタリングし、中長期的視点から投資先の企業価値向上や持続的成長を促すことを目的とした対話・エンゲージメントを積極的に実施します。

アクティブ運用においては、独自の投資哲学に基づいて、専ら投資先企業の価値向上を促すという観点で、投資先企業の実態に即した対話・エンゲージメントを行います。

パッシブ運用では、その性質上、投資先企業の株式を幅広く継続的に保有することを前提としており、売却する選択肢が限定的であることを勘案し、市場全体の底上げも視野に入れた中長期的時間軸での取組みを行います。

具体的には、企業戦略、業績、資本政策、環境・社会・企業統治（ESG）等にかかる課題のほか、企業による社会的責任について問題意識を共有し、その遂行状況等について対話・エンゲージメントを実施します。

これらの取組みを推進する上で有効性の確保等に資すると判断される場合においては、当社単独での対話・エンゲージメントのほか、内容や方法に応じて他の機関投資家と協働して対話・エンゲージメントを行うことも検討してまいります。

なお、これらの対話・エンゲージメントは上記の目的のために行うものであり、投資先企業に対して状況を勘案しない一方的な要求をしたり、経営方針等の変更を求めたりするものではありません。また、未公開の重要情報の提供を求めるものでもありません。

万一、未公開の重要情報を投資先企業より取得した場合は、当社の社内規程に則り厳格な情報管理・行動管理を行います。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

信託財産等で保有する株式のうち、当社が運用者として株主議決権を行使できる株式については、原則としてすべての議決権を行使しています。

議決権行使に際しては、ガバナンス体制の強化を始めとして、法令や企業倫理の遵守、社会との共生、環境問題への取組み等、企業による社会的責任の遂行に関して投資先企業との対話・エンゲージメントを実施し、その内容等を踏まえ受託者として適切な判断に努めています。

議決権行使の判断を行うための基準として、「議決権に関する具体的行使基準」を定め公表します。具体的行使基準は年1回以上定期的に見直しを検討します。

▶ [議決権行使の考え方](#)

当社の議決権行使状況にかかる透明性を高めるために、議決権の行使結果については、個別の投資先企業ごとかつ個別の議案ごとに公表します。

当社の親会社株式等の議決権行使においては、利益相反管理の観点から、当社の「議決権に関する具体的行使基準」に基づき第三者である助言会社の助言通りに行使します。

信託財産等において保有する株式について貸株取引を行う際には、議決権行使を行う権利を担保するために、一定の限度額を定めて行っています。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、「投資の意思決定プロセスへのESGの組み込み」、「投資先企業との建設的な対話・エンゲージメント」、「受託者として適切な議決権行使」を中心とする責任投資の取り組み状況について、定期的に公表します。

なお、公表にかかる方法や内容については、「資産保有者としての機関投資家」（アセットオーナー）を始めとするお客さまのより深い理解や利便性に資するべく、また、投資先企業とのより有効な対話・エンゲージメントを行うべく、継続的に工夫・改善を図ってまいります。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、信託財産等運用部門の知見を結集して、責任投資にかかる報告・協議等を行う場として責任投資会議を設置しています。同会議を通じて、当社の責任投資の方針や取り組みが、「責任ある機関投資家の諸原則」および「責任投資原則」に照らして適切かどうかを検証し、継続的に工夫・改善を図ってまいります。

これらの継続的な工夫・改善においては、当社の責任投資にかかる方針や取り組みに対して適切な自己評価を行うことが重要であるとの考えの下、責任投資会議構成メンバーによる自己評価を基本としつつ、外部評価を組み合わせる的確な課題設定を行う等、実効的な評価体制を構築してまいります。

また、評価結果については、責任投資の取り組み状況と合わせて定期的に公表します。

なお、運用部門においては法人営業部門とは異なる固有の人事・報酬体系を導入することにより専門的人材の育成に努めています。